

富山高岡広域都市計画地区計画の決定
(富山市決定)

新富山口駅東地区 地区計画

計 画 書

富山市

富山高岡広域都市計画地区計画の決定（富山市決定）

都市計画 新富山口駅東地区 地区計画を次のように決定する。

名 称	新富山口駅東地区 地区計画	
位 置	富山市下富居字八幡割、下富居字仕官割、下富居字稲荷割、下富居字勝膳割、鍋田字西坪割及び鍋田字鶴田割の各一部	
面 積	約 8. 2 h a	
地区計画の目標	<p>当地区は、富山市の中心部から北東へ約 3. 6 k m に位置し、あいの風とやま鉄道の新富山口駅の徒歩圏に位置する公共交通の利便性の高い地区である。地区の東側には戸建ての低層住宅地が形成されており、周辺には大型のショッピングセンター等商業店舗も多数立地するなど、都市的土地利用が進行している。</p> <p>また、当地区は富山市都市マスタープランにおいて「公共交通沿線での居住を推進する地区」に位置付けられており、居住や日常生活に必要な都市機能の集積を図り、駅を拠点として居住環境の形成が望まれる地区である。</p> <p>このことから、地区内を住宅、商業のゾーンに分け、それぞれの区域において居住や日常生活に必要な都市機能を誘導するとともに、地区として周辺環境と調和した良好な居住環境の形成を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>住宅ゾーンにおいては、良好でゆとりある低層住宅を主体とした土地利用を図る。</p> <p>商業ゾーンにおいては、日常生活に必要な店舗や飲食店等の商業機能を主体とした土地利用を図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>地区内には、区画道路を適切に配置するほか、住民の日常的な潤いの場として公園を設置するものとする。</p> <p>また、地区内及び地区下流域における浸水等による被害の防止を目的に雨水貯留浸透施設（調整池等）を適正に配置するものとする。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>住宅ゾーンと商業ゾーンに地区を区分し、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、かき又はさくの構造の制限を定めることにより周辺と調和した環境の形成を図る。</p>

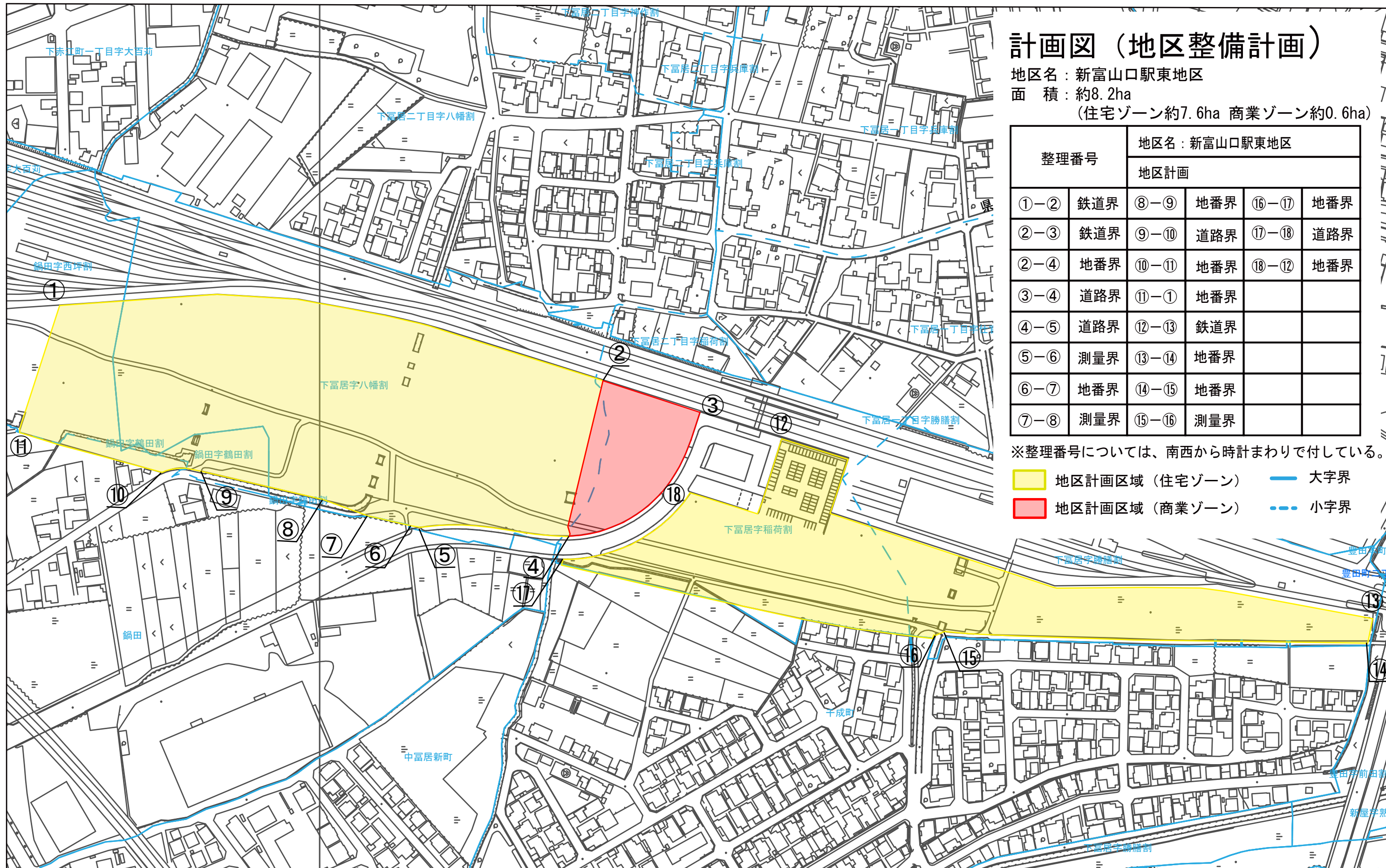
地区整備計画

	地区の	名称	住宅ゾーン	商業ゾーン
	区分	面積	約7.6ha	約0.6ha
建築物等に関する事項	建築物の用途の制限		次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二(イ)項第一号、第二号、第三号、第六号、第八号及び第十号に掲げるもの (2) 建築基準法別表第二(ロ)項第二号に掲げるもの (3) 公益上必要な建築物(公民館やごみ置き場など)	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二(イ)項第六号、第八号及び第十号に掲げるもの (2) 建築基準法別表第二(ロ)項第二号に掲げる建築物の用途でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のもの (3) 公益上必要な建築物(公民館やごみ置き場など)
	建築物の敷地面積の最低限度		200㎡ (ただし公益上必要な建築物については、この限りではない)	
	建築物等の高さの最高限度		10m(軒高8m) (ただし附属建築物は軒高3m)	12.5m(軒高10m) (ただし附属建築物は軒高3m)
	壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は1.0m以上とする。(附属建築物については0.3m以上) ただし、公益上必要な建築物についてはこの限りではない。	
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限		建築物の屋根、外壁の意匠・形態は、周辺環境との調和に留意したものとする。色彩は、良好な居住環境にふさわしい落ち着いた色合いのものとする。	
	かき又はさくの構造の制限		道路若しくは隣地に接する部分(都市計画道路富山新駅停車場線及び新富山口駅前広場以外の地区計画区域外の道路若しくは隣地に接する部分は除く)にかき又はさくを設置する場合、生垣又は景観に配慮されたフェンス等透視可能な形状とする。	

「区域、地区の区分は計画図表示のとおり」

理由

不良な街区形成を防止するとともに、あいの風とやま鉄道 新富山口駅を拠点とした良好な住宅地及び商業地の形成を図るため。



計画図（地区整備計画）

地区名：新富山口駅東地区

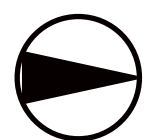
面積：約8.2ha

（住宅ゾーン約7.6ha 商業ゾーン約0.6ha）

地区名：新富山口駅東地区					
地区計画					
①-②	鉄道界	⑧-⑨	地番界	⑬-⑭	地番界
②-③	鉄道界	⑨-⑩	道路界	⑭-⑮	道路界
②-④	地番界	⑩-⑪	地番界	⑯-⑰	地番界
③-④	道路界	⑪-⑫	地番界		
④-⑤	道路界	⑫-⑬	鉄道界		
⑤-⑥	測量界	⑬-⑭	地番界		
⑥-⑦	地番界	⑭-⑮	地番界		
⑦-⑧	測量界	⑮-⑯	測量界		

※整理番号については、南西から時計まわりで付している。

- 地区計画区域（住宅ゾーン）
- 地区計画区域（商業ゾーン）
- 大字界
- 小字界



scale: 1/2,500

